

関係者各位

お 知 ら せ

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税について

本日、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和 8 年政令第 224 号）」が公布されました。

この政令は、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下、「中国」という。）産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下、「台湾」という。）産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、暫定的な不当廉売関税を課するものです。

今後、中国若しくは台湾（以下、「特定国等」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は特定国等から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板については、下記のとおり不当廉売関税が課されることとなります。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門（078-333-3086）へ照会願います。

記

1. 課税物件

特定国等を原産地とするもの又は特定国等から本邦に輸出された、関税定率法の別表第 7219.31 号から第 7219.90 号まで並びに第 7220.20 号及び第 7220.90 号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当するニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板。（以下、「特定貨物」という。）

ただし、特定国等において、熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。

- | |
|--|
| イ ニッケルの含有量が全重量の 0.6 パーセントを超えるもの |
| ロ 冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの及び次に掲げる加工したものを除く。） |
| (1) 長方形（正方形を除く。）のものであって、側面以外の全面に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの |
| (2) 長方形（正方形を除く。）以外のものであって、側面以外の全面又は外周に連続的に又は幾何学的模様を有するように穴をあけてあるもの |

2. 暫定不当廉売関税の税率

- (1) 中国を原産地とするもの又は中国から本邦に輸出されたもの 42.1%
- (2) 台湾を原産地とするもの又は台湾から本邦に輸出されたもの 20.1%（上記（1）のものを除く。）

※本件政令別表の上欄に掲げる生産者により生産された特定貨物にあつては、それぞれ同表の下欄に定める税率。

3. 適用期間

本年 7 月 9 日から 11 月 8 日まで

以 上